

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井 豊 外

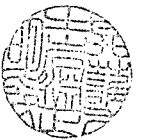
証拠説明書（17）

2023年9月1日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正 明

ほか



号証	標目		作成年 月日	作成者	立証趣旨
甲 149	意見書	原	R5.8.21	金沢大学 准教授 村上 裕	会社法360条3 項「回復することが できない損害」の解 釈について、学説及 び下級審裁判例など に照らし、「取締役に 対する損害賠償責任 の追及によっては回 復しえない損害」と 解すべきこと。

以上